子どもの健やかな成長の支えとなるために

富津市ひとり親家庭等養育費確保等支援事業補助金

ひとり親家庭等の生活の安定と、子どもの健やかな成長の支えとなる養育費を確保するため、養育費の取り決めに係る経費の一部を助成します。

対象者（以下のすべてに該当する方）

- 富津市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること
- 養育費の取決めに係る児童と同居していること
- 養育費の取決めに係る対象経費を負担していること
- 過去に富津市または国、県その他の公共的団体から当該養育費の取決めに係る児童に関する同種の補助を受けていないこと
- 母子家庭の母または父子家庭の父であること（②ＡＤＲ利用経費については、離婚協議中である者のうち、離婚後に児童を監護する予定となる方を含みます）

対象経費

- ①公正証書等作成経費（手数料、家庭裁判所への申立てに係る収入印紙代、戸籍謄本等の取得に係る経費、連絡用郵便切手代）☞**上限20,000円**
- ②ＡＤＲ※利用経費（認証ＡＤＲ事業者が実施するＡＤＲに係る申込み料や依頼料、３回目までの調停期日に係る経費）☞**上限50,000円**

申請方法

- 申請書に以下の書類を添えて、養育費の取決め等をした日から１年以内に、こども家庭課へ提出してください。

①公正証書等作成経費	②ＡＤＲ※利用経費
□ 対象者と児童の戸籍謄本または戸籍抄本（市が公簿等で確認することに同意した場合は不要です）	
□ 補助対象経費の領収書等の写し	
□ 調停により養育費の取決めを交わした文書の写し	□ ＡＤＲ※を利用して養育費の取決めを行ったことを確認できる書類の写し（または、合意が成立できなかったことを確認できる書類）

※ＡＤＲは、弁護士等が中立公平な立場で申立人と相手方の主張を聴き、法的な判断も踏まえて和解を目指すものです。3 か月以内かつ 3 回以内の審理（土日夜間の対応も可）で早期解決を図ります。

【お問い合わせ】富津市役所　こども家庭課
ＴＥＬ：０４３９－３２－１６５６
メール：kosodate@city.futtsu.chiba.jp

養育費の取り決めに係るフローチャート

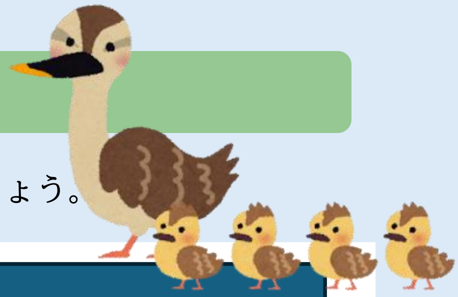

養育費の取り決めのための手続きや、助成内容を確認してみましょう。

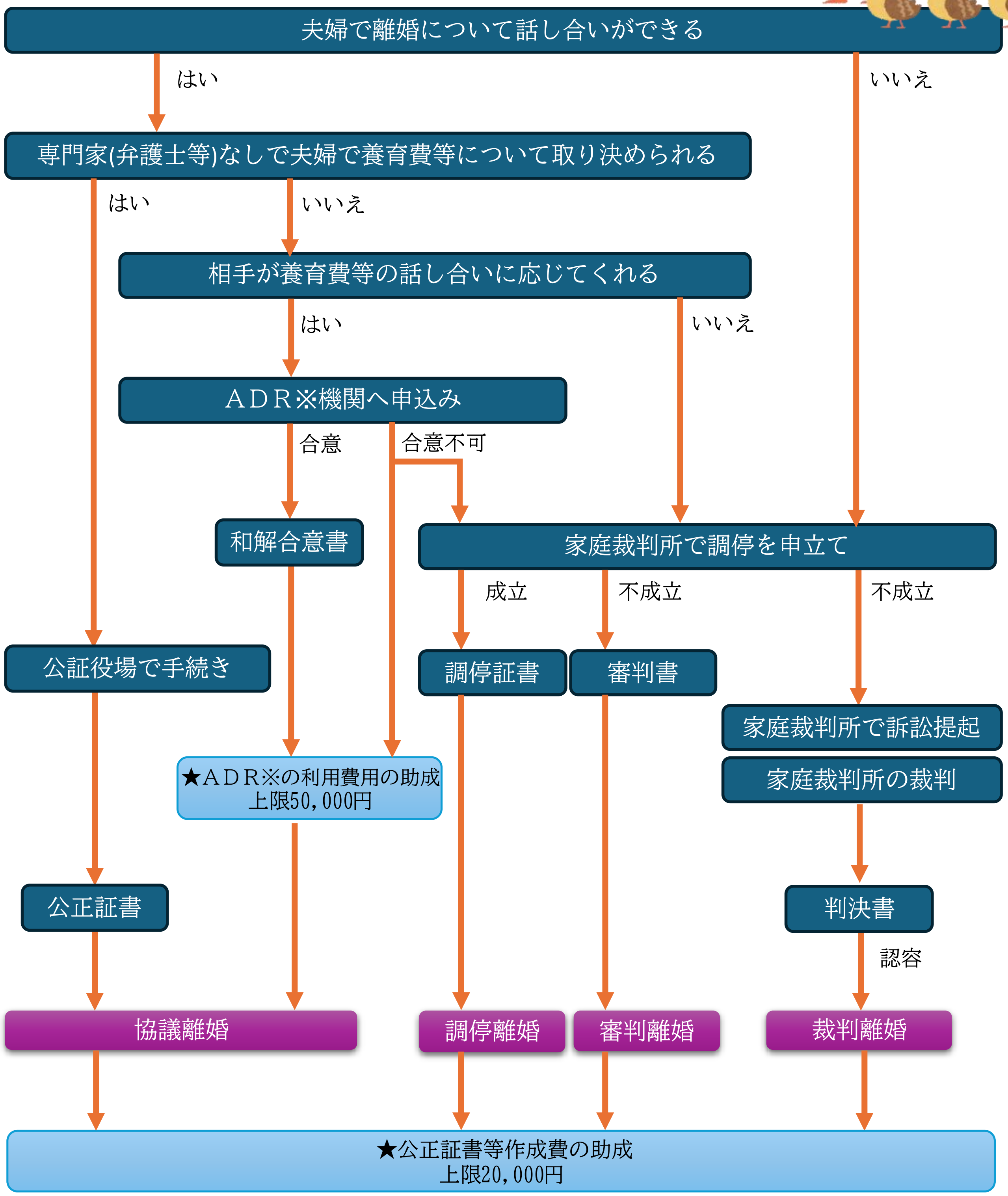

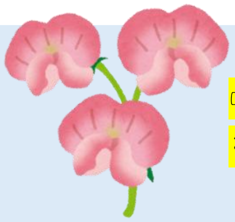

☞その他、詳しい情報については「ひとり親家庭のためのサポートブック」をご覧ください。

離婚に関する相談窓口

	相談先等	連絡先	概要
1	養育費相談支援センター	03-3980-4108 0120-965-419	養育費や親子交流等に関する相談。チャット形式で質問。
2	母子家庭等就業・自立支援センター	043-222-5818	養育費や親子交流(面会交流)、職業紹介についての相談
3	法テラス(日本司法支援センター)	0570-078315	裁判手続きや強制執行等の法律的な問題についての相談
4	こども家庭センター	0439-80-1221 こども家庭課	母子・父子自立支援員、保健師、家庭児童相談室による離婚前後等の総合相談。
5	ふれあい相談	0439-87-9611 社会福祉協議会	弁護士による法律相談(面接・予約制)。
6	ハローワークマザーズコーナー	0438-25-0881	子育てしながらの就労を目指す方の相談。
7	きみつ福祉ネット	0439-27-1482	子育てから介護まで、24 時間 365 日体制で、福祉に関するあらゆる相談を受付。
8	児童家庭支援センター	0439-67-8816	子育て中の方々の相談を受付。心理療法や子どもへのプレイセラピー可。
9	離婚届不受理申出	0439-80-1253 市民課	夫婦双方が合意のないまま離婚届が受理されることを防ぐ。

ひとり親に関する相談窓口

	受けられる支援	連絡先	概要
◎ 1	児童扶養手当	0439-80-1256 こども家庭課	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する方へ、奇数月に支給。
◎ 2	交通遺児手当	0439-80-1256 こども家庭課	交通事故により父又は母が死亡等の状態にある義務教育修了前の遺児を監護する父又は母に支給。
◎ 3	JR 特定者用定期乗車券割引制度	0439-80-1256 こども家庭課	児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JR 各社の定期乗車券を 3 割引で購入可。
◎ 4	就学援助(準要保護)制度	0439-80-1339 学校教育課	経済的に困っている家庭に対し、小中学校の学用品や給食費等を援助。
◎ 5	ひとり親家庭等医療費等助成	0439-80-1256 こども家庭課	入院 1 日、通院 1 回当たり 0 円または 300 円。調剤 1 回当たり 0 円。
◎ 6	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	0439-80-1221 こども家庭課	母子・父子自立支援員の聞き取りにより、保健所を通して各種資金を貸付。
◎ 7	生活福祉資金貸付	0439-87-9611 社会福祉協議会	県社協を通して「総合福祉資金」「生活福祉資金」を貸付。市社協で「生活福祉金庫貸付」「緊急小口資金貸付」を実施。
◎ 8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	0439-80-1221 こども家庭課	一定の資格取得を目指すひとり親に、高等職業訓練促進資金を貸付。また、住宅支援資金を貸付。
◎ 9	住居確保給付金	0439-32-1520 くらしと仕事の相談支援センター	離職等により住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額を有期で給付する。

離婚を考えるときに父母が話し合っておくべきこと

離婚を考えている方は、さまざまな思いを抱え、将来のことまで考えるのは難しい状況かもしれません。しかし、まだ自立していないお子さんがいる場合には、その子の将来のために、離婚した後の養育費や親子交流について考えることは、とても大切なことです。

離婚によって夫婦の関係はなくなります。ただ、子どもとの関係では、父母のどちらも親であることは変わりません。離婚を考えるときは、以下の内容についてできるだけよく話し合い、取り決めた内容を文書で残しておきましょう。

子どもに関する事項		
	親権	子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。親権は子どもの利益のために行使することとされています。
	養育費	養育費とは、子どもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味します。以下の費用が、養育費に該当します。 ☐ 衣食住に必要な経費 ☐ 教育費 ☐ 医療費など ●養育費に関する見直しについて 民法が改正され、離婚時に取り決めをしていなくても、子を監護する親が他方の親に対し、最低限の「法定養育費」を請求できる権利が創設されました。また、養育費の支払いが滞った場合、優先的に相手の財産を差し押さえる手続（先取特権）などが利用しやすくなります。
	親子交流 （面会交流）	親子交流とは、子どもと離れて暮らしている父母のどちらかが、以下のような形で子どもと定期的、継続的に交流することをいいます。 ☐ 会って話をする。 ☐ 一緒に遊ぶ。 ☐ 電話や手紙のやり取りをする。
財産分与		夫婦が共同生活を送る中で形成した財産の公平な分配等を基本に、夫婦間で財産分与を請求できるものです。
年金分割		婚姻期間中の保険料納付額に対する厚生年金を分割し、それぞれの年金とできるものです。詳しくは年金事務所へ相談してください。

夫婦の一方に不貞行為、DV 等の有責行為があった場合は慰謝料が請求できる場合があります。

民法等改正により、離婚後の子の養育に関するルールが改正されました

こども家庭庁のホームページには、民法等の改正に加え、シングルマザー、シングルファザーのための支援施策が掲載されています。

https://support-hitorioya.cfa.go.jp/